

図3 市有財産の状況 (平成28年3月31日現在)

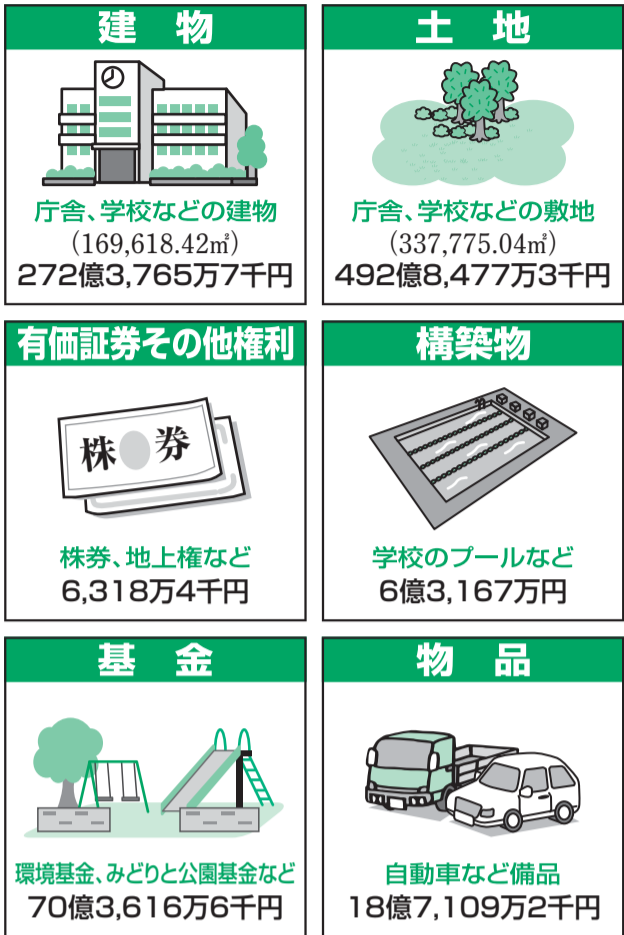
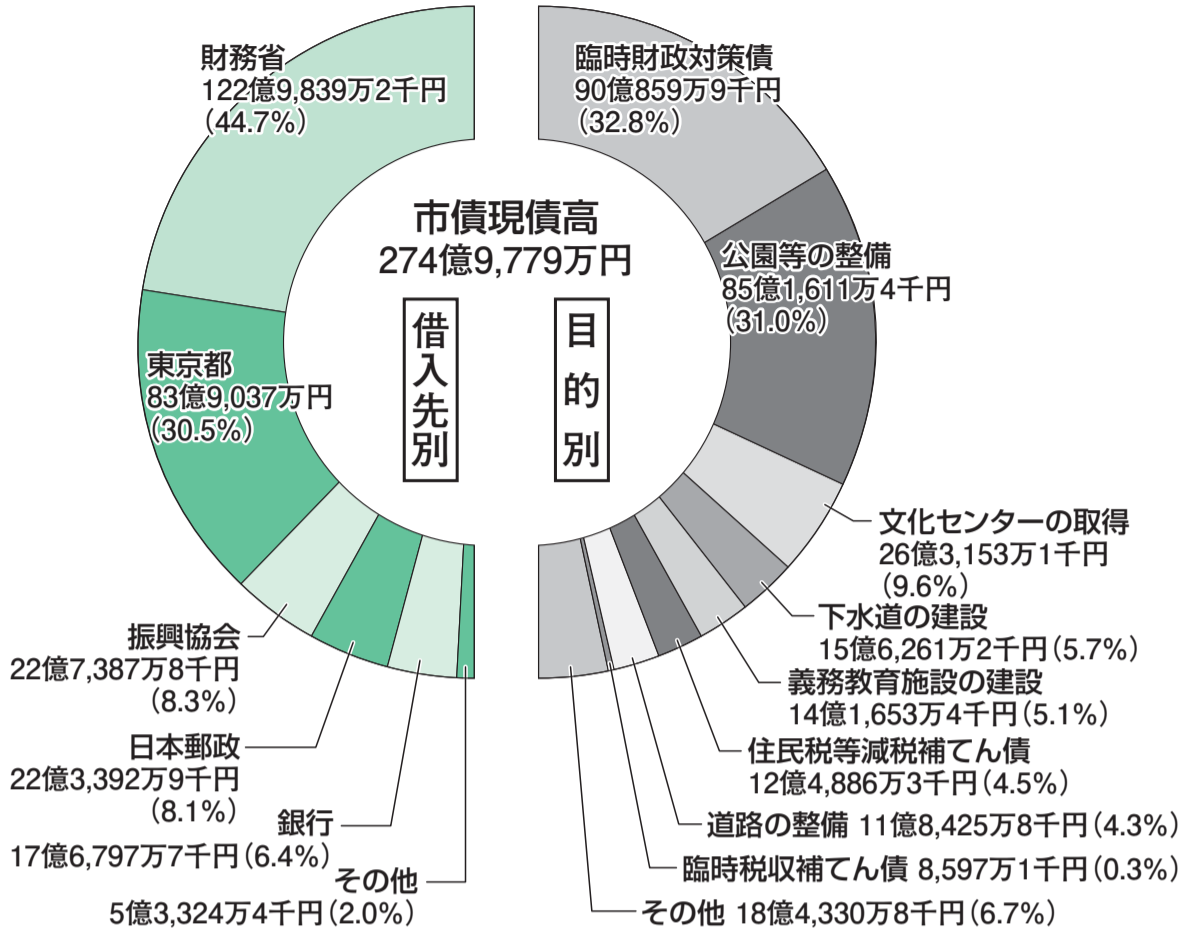


図2 市債の内訳 (平成28年3月31日現在)



## 平成27年度情報公開条例 および個人情報保護条例の 運用状況を公表

市では、情報公開条例および個人情報保護条例により、市の保有する情報の公開や個人情報の保護のルールを定めています。

この二つの条例の規定に基づいて、平成27年度の両条例の運用がどのように行われたかを、市民の皆さんに公表します。

### 〈情報公開条例の運用〉

#### 【市政情報の公開請求および決定内容】

市が保有する情報は、ほとんど公開請求することができます。公開が原則ですが、例外として公開しないことができる情報もあります。(表1)

#### 【不服申し立ておよびその処理】

公開請求に対する市の決定に不服がある場合は、不服申し立てをすることができます。平成27年度は、不服申し立てはありませんでした。

#### 【情報の提供】

公開請求がなくても、情報を提供することができます。情報は、情報提供に努めました。

### 〈個人情報保護条例の運用〉

#### 【保有個人情報の開示等の請求および決定内容】

市に保有されている自己に関する情報(以下「保有個人情報」)は、開示、訂正、削除

表1 市政情報の実施機関別公開請求件数および決定内容 (単位: 件)

実施機関	公開請求件数	決定内容					存否 応答 拒否
		公開	一部公開	非公開	(うち 不存在)	決定 期間 延長中	
市長	53	29	30	4	(1)	0	0
教育委員会	4	0	6	1	(1)	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	57	29	36	5	(2)	0	0

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

表2 保有個人情報の実施機関別開示等請求件数および決定内容 (単位: 件)

実施機関	開示等請求件数	決定内容					存否 応答 拒否
		開示	一部開示	非開示	訂正・ 削除・ 中止	訂正・ 削除・ 中止せず	
市長	17	6	7	5	0	0	0
教育委員会	2	1	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	19	7	8	5	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

表3 個人情報の届出状況 (単位: 件)

実施機関	前年度末の保有数	年度内の届出数			年度末の保有数
		開始	廃止	変更	
市長	2,449	147	47	125	2,549
教育委員会	418	4	4	8	418
選挙管理委員会	71	0	0	0	71
監査委員	4	0	0	0	4
農業委員会	27	0	0	0	27
固定資産評価審査委員会	4	0	0	0	4
議会	21	0	0	1	21
土地開発公社	40	0	0	0	40
計	3,034	151	51	134	3,134

除、目的外利用等の中止の請求をすることができます。(表2)

**【不服申し立ておよびその処理】**

保有個人情報の開示等の請求に対する市の決定に不服がある場合は、不服申し立てをすることができます。平成27年度は、不服申し立てはありませんでした。

**【個人情報の保有等の届出】**

市が、どのような個人情報をもとにどのような目的で保有し、利用しているかを市民の皆さんが容易に閲覧できるように

#### 【保有個人情報の目的外利用または外部提供】

保有個人情報は、市が当初収集した目的以外に利用したり、実施機関以外の外部に提供することは、原則として禁止されています。

例外として、個人番号を含まない保有個人情報は、利用提供することについて本人の同意または法令に特別の定めがある場合および情報公開・個人情報保護審議会が職務執行上特に必要と認められたものなどは、収集目的の範囲以外の利用、外部提供が認められ、個人番号を含む保有個人情報(以下「保有特定個人情報」)は、人の生命、身体または財産の保護のために必要

#### 〈情報公開・個人情報保護審査会の運用〉

情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開や保有個人情報の開示等に対する不服申し立てがあった場合に、公平で客観的な審査を確保するために、第三者的救済機関として設置されています。

#### 〈情報公開・個人情報保護審議会の運用〉

情報公開・個人情報保護審議会は、情報公開制度と個人情報保護制度の運営に関する事項および市長からの諮問について審議し、答申するほか、制度について意見を述べることができる機関として設置されています。

平成27年度は、市長からの

があるときは、収集目的の範囲以外の利用が認められます。(表4)

表4 保有個人情報の目的外利用または外部提供 (単位: 件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	174	519	693
教育委員会	0	3	3
選挙管理委員会	0	5	5
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
計	174	527	701

※ 保有特定個人情報の目的外利用は、ありませんでした。

**問合せ**  
総務課情報公開係  
☎042-387-9926

諮問に基づき個人情報の電算処理や事務処理の委託の事項について審議を行うため、審議会を4回開催しました。